

出生届に関連するおもな手続き一覧



あてはまる手続きをご自身で確認してください。



実施 ※職員※	該当	手続きの名称・対象者	手続きの内容	岐阜市の手続きに必要なもの
住民課 → 1階1番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【岐阜市で届出をした方全員】 母子健康手帳の 出生届済証明欄の証明	出生届を提出したことを母子健康手帳の証明欄に記載します。 証明欄は届出地の市町村が記載するものです。ご自身で書かないようにしてください。 届出時に母子健康手帳をお持ちでなかった場合は、届出済の証明（シール）をお渡ししますので、ご自宅で必ず母子健康手帳に貼ってください。	・出生児の母子健康手帳
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード の特急発行を希望する方	出生届を提出した日から 5営業日以内 の申請が必要です。申請は法定代理人のみ可能です。 1歳未満の子についてはマイナンバーカードに顔写真が付きません。 特急発行を希望した場合、1週間程度でご自宅（住民登録地）宛てに簡易書留で送付されます。特急発行を希望しない場合でも、1カ月程でマイナンバーカードの通知書と申請書がご自宅に届きます。	・法定代理人の写真付き身分証明書 ・子の出生届済証明欄のコピー ・申請するマイナンバーカードに設定する数字4桁の暗証番号
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日刊紙に情報提供を 希望する方	子が岐阜市に住民登録をする方のうち、希望者のみ日刊紙に情報提供を行います。 情報提供をする日刊紙は、岐阜新聞及び中日新聞です。基本的に、情報提供の翌日に掲載されますが、紙面の都合上、掲載されないこともあります。提供する情報は、①出生児氏名 ②住所（例：岐阜市八剣7丁目） ③保護者名（父または母のどちらか）です。	※住民課窓口にて『情報提供依頼書』の記入をしていただきます。
福祉課 → 1階2番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福祉医療（乳幼児医療・ 子ども医療）受給者証の申請	出生日から 30日以内 に申請が必要です。 所得に関係なく、高校生世代まで保険内医療費が無料となる制度です。期限を過ぎてから申請した場合は、出生日に遡及して助成できない場合があります。	・出生児のマイナ保険証 等 ・健康保険で出生児を扶養している方 名義の振込先がわかるもの ・申請者及び来庁者の身分証明書
健康推進課 → 1階4番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	予防接種ガイドの配布	予防接種ガイドに添付してある定期予防接種予診票の利用により、指定医療機関もしくは、岐阜市内の広域化予防接種を実施している医療機関で無料にて予防接種を受けることができます。	・出生児の母子健康手帳
こども安心課 → 1階5番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	乳児家庭訪問、 乳幼児健診の案内	今後の健診等について御案内させていただきます。出生時の状況確認も併せて行います。	・出生児の母子健康手帳
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	助産院、県外の病院で 健診を受けた方	妊産婦健診の助成があります。 助産院、県外の病院で健診を受けた方は申請してください。	・出生児の母子健康手帳 ・健診時の領収書（原本）、明細書 ・妊産婦健診受診票（補助券） ・印鑑（認印） ・振込先が確認できるもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	助産院、県外の病院で 新生児聴覚検査 または 1か月児健康診査 を受けた方	費用の一部助成があります。 医療機関で行う新生児聴覚スクリーニング検査（自動 ABR、自動聴性脳幹反応検査のみ）・1か月児健康診査を受けられた方は一部助成が受けられます。	・検査したことがわかる領収書（原本）、 明細書 ・印鑑（認印） ・振込先が確認できるもの ・新生児聴覚検査受診票兼結果票（ない場合は、出生児の母子健康手帳） ・1か月児健康診査受診票兼結果票
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童手当認定請求 （公務員以外）	出生日の翌日から 15日以内 に申請してください。 公務員の方は勤務先への請求となりますので、詳しくは勤務先にご確認ください。	・請求者名義の預貯金通帳 ・マイナンバーを証明する書類 ・来庁者の本人確認書類
保険年金課 → 2階2番窓口				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	出生児の国民健康保険 への加入を希望する方	生まれた子が国民健康保険に加入する場合は、手続きが必要です。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	父または母が 国民健康保険 国民年金 加入者の方	<p>《出生した母》 【出産一時金の請求】 直接支払制度を利用していない場合、出産費用が規定額未満だった場合などは、出産一時金の支給手続きが必要です。</p> <p>【国民健康保険税・国民年金保険料の免除】 出産予定日または出産月の前月から4か月分（多産の場合は3か月前から6か月分）の保険料（税）を免除します。届出ができるのは、出産予定日の6か月前からです。</p> <p>《父・母・養父母》 【国民年金保険料の育児免除】※R8.10.1～の新制度 お子さまを育てている方（父母、養父母）は申請することにより、お子さまが1歳になる誕生日の前月まで年金保険料が免除されます。 ※申請できるのは令和8年10月1日からです（10月～1歳になる前月まで免除可能） ※産前産後免除されている方は引き続き免除される場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>【出産一時金の請求】 ・振込先の口座が確認できるもの ・出産時にかかる費用の明細のある領収書（直接支払制度適用の有無がわかるもの） ・世帯主のマイナンバーが確認できるもの ・世帯主の身分証明書</p> <p>【免除申請】 ・基礎年金番号またはマイナンバーが確認できるもの ・分娩予定日または子の出生年月日がわかるもの（母子健康手帳等） ・本人の身分証明書</p>